健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和　六年　十月　二十三日

中国四国厚生局長　依田　泰

名称	所在地	指定年月日
さいとうクリニック	山口市黒川一〇三一一一	令和　六年　十一月　一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和　六年　十月　二十三日

中国四国厚生局長　依田　泰

名称	所在地	指定年月日
まるひさ眼科	岩国市尾津町二丁目一四番五九号	令和　六年　十月　一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和　六年　十月　二十三日

中国四国厚生局長　依田　泰

名称	所在地	指定年月日
もんのうち歯科クリニック	下関市形山町一丁目二三番地一〇	令和　六年　十月　一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和　六年　十月　二十三日

中国四国厚生局長　依田　泰

名称	所在地	指定年月日
ふしの薬局	山口市黒川一〇三一―四	令和　六年　十一月　五日